

復興・創生期間における復興政策・制度のふりかえり

資料2
（宮城県資料）

1. 被災者支援

【良かった点】

- ・心のケアセンターの設置により、既存スキームによる地域精神保健活動の代替・補完をし、きめ細かな支援ができた
- ・教員の加配により支援体制が安定したほか、外部機関等とも連携し、被災児童・生徒のきめ細かなケアができた
- ・津波浸水エリアでも災害危険区域の内外で、防集における移転促進区域指定の有無などの支援格差が生じたが、復興特交などの加算（復興基金の積み増し）措置により、地域の独自支援が進んだ

【うまくいかなかった点等】

- ・被災者を取り巻く生活環境の問題が多様化・複雑化する中、心のケアに係る長期的・継続的な支援の充実に苦慮している
- ・第二期復興・創生期間の方針決定後の対応において、現場が若干混乱した

3. 産業・生業の再生

【良かった点】

- ・グループ補助金による新分野需要開拓等を見据えた新たな取組や高度化スキームにより、迅速で円滑な事業再開につながった
- ・農業の復旧・復興事業において、予算追加や地区間流用承認により、円滑な事業遂行につながった

【うまくいかなかった点等】

- ・制度設立当初、予算額不足により、限定的に復旧せざるを得なかった事業者や、施設・設備復旧に時間を要したことにより、販路を喪失し、未だ苦慮している事業者がいる
- ・補助事業の活用経験者が少ない中、機械設備等の導入に関し、将来のプランを見据えて対応することは難しい
- ・区画整理に伴う財産処分等、省庁で取扱いが異なる場面があった

2. 住まいとまちの復興

【良かった点】

- ・国の財政支援により被災地域の復旧工事が進んだ
- ・基幹事業の要件に当てはまらない取組も、効果促進事業の弾力的な運用でカバーできた
- ・暖房の設置等、地域の実情に合わせ、みなし仮設への支援ニューが拡充改善された

【うまくいかなかった点等】

- ・既存制度は原状復旧を原則とすることから、人口減少等の将来を見据えた復旧・復興工事ができなかった
- ・人口減少等を見据えて集落の集約化を提案したが、生業等の兼ね合いから実現できなかった
- ・津波復興拠点整備事業は、1市町村2地区等の制限があったことから、市町の中には一部整備が実現しないケースがあった
- ・仮設住宅の提供について、建設型から賃貸型に主流が変わっているにもかかわらず、現物給付が原則となっている

4. 原子力災害固有の対応

【良かった点】

- ・原発事故による復旧事業等の実施も含め、特別の財政需要等を考慮した震災復興特別交付税が措置された（賠償を待たない臨時的措置）

【うまくいかなかった点等】

- ・輸入規制を含め、風評被害が解消されていない
- ・東電に対し、原子力損害賠償に関する適正な指導に至っていない
 - 被害者への寄り添い、請求時の被害者への負担の軽減
- ・放射線や放射能に関する正しい知識の普及や啓発が進んでいない
- ・指定廃棄物や除染除去土壌等、保管自治体は今も大きな負担を抱えている



復興・創生期間における復興政策・制度のふりかえり



5. 協働と継承

【良かった点】

- ・国が主体となって応援職員のニーズの把握等を一元的に行ったことで、被災自治体に負担をかけず、正確な状況を把握できた
- ・自治法派遣の受入経費の全額が特別交付税で措置されたことで受け入れが加速した
- ・震災遺構及び追悼施設整備に復興交付金を活用できた

【うまくいかなかった点等】

- ・被災市町の人的支援の要請と対応する派遣決定までのタイムラグがどうしても発生した
- ・市町村の被災調査での応援職員受入において、円滑に支援できるマニュアルなどがなかった
- ・民間企業やNPO等と連携する上では、個人情報保護の壁で制限される場面があった
- ・「復興構想7原則」に掲げる震災伝承を具現化するため、実態の把握と実効性ある次世代への伝承を目指した各種フォローアップが十分でない

6. 復興を支える仕組み

【良かった点】

- ・特例的な手厚い財政支援により、安心して復旧・復興に取り組むことができた（迅速な事業実施につながった）
- ・国の叡智を結集し、幅広い見地から復興に向け議論を行う復興構想会議から創造的復興につながった
- ・復興事業における土地利用の推進において、特区による事務処理のおかげで、処理期間の短縮につながった

【うまくいかなかった点等】

- ・震災復興特別交付税は、膨大な事業数を年度別や交付決定別に管理をしており、煩雑さから算定誤りにつながることもある
- ・復興交付金の採択に向けては、復興庁への一括申請に加え、各省庁と協議が必要だったことにより事務負担が増大した
- ・復興基金の運用について、我が県は速やかな基金設置と迅速な事業実施を優先し、直営方式で執行したが、宗教法人への支援など、最適な運用について課題が生じた
- ・特区制度では、日ごろの各省庁とのつながりから、既存制度の柔軟な運用の可否を優先した場合もあった

7. その他

【良かった点】

- ・災害救助法の所管が内閣府に移管され、防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的に対応されるようになった

【うまくいかなかった点等】

- ・在宅被災者等への支援など、多岐にわたる被災者支援のスキームがない（災害ケースマネジメントが必要）
- ・震災直後の状況で事業が集中したこともあり、集中復興期間とされた5年間では計画完了せず、国に対して延長要望を余儀なくされた

